

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令  
参照条文目次

○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）	1
○ 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）（抄）	2
○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	2
○ 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（抄）	2
○ 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）（抄）	3
○ 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）（抄）	3

◎ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）

（納付受託者の納付）

第三十四条の五（省 略）

2 納付受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び第一号の場合にあつては交付、第二号の場合にあつては委託を受けた年月日を国税庁長官に報告しなければならない。

一 第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたとき。

二 第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けたとき。

3及び4（省 略）

（国税の徴収の所轄庁）

第四十三条 国税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長が行う。ただし、保税地域からの引取りに係る消費税等その他税関長が課する消費税等又は国際観光旅客税（国際観光旅客税法第十六条第一項（国内事業者による特別徴収等）の規定により徴収して納付すべきものを除き、その滞納処分費を含む。）については、これらの国税の納税地を所轄する税関長が行う。

2と5（省 略）

（税関長又は国税局長が徴収する場合の読替規定）

第四十五条 第四十三条第一項ただし書（国税の徴収の所轄庁）の規定により税関長が徴収する場合又は同条第四項若しくは前条第一項の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合におけるこの章（第三十八条第三項（繰上請求）、第三十九条（強制換価の場合）の消費税等の徴収の特例）及びこの節を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同章（第三十四条の六（納付受託者の帳簿保存等の義務）及び第三十六条（納税の告知）を除く。）中「税務署長」又は「税務署」とあるのは「税関長」又は「税関」と、「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、第三十四条の六第二項及び第三項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、同条第六項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、「国税局長」とあるのは「税関長」と、第三十六条第一項中「税務署長」とあるのは「税関長」と、「同じ。」とあるのは「同じ。」又は国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税でその法定納期限までに納付されなかつたもの」と、同条第二項中「税務署長」とあるのは「税関長」とする。

2（省 略）

◎ 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）（抄）

（納付受託者の報告）

第八条 納付受託者は、法第三十四条の五第二項（納付受託者の納付）の規定により、次に掲げる事項を国税庁長官又は財務大臣に報告しなければならない。

- 一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において法第三十四条の三第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日
- 二 前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項
  - イ 納付書記載事項
  - ロ 国税を納付しようとする者から法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による委託に基づき金銭の交付を受け、又は同項（第二号に係る部分に限る。）の規定により委託を受けた年月日

◎ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（納付受託者の納付）

第九条の七（省 略）

- 2 納付受託者は、第九条の五第一項の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び委託を受けた年月日を財務大臣に報告しなければならない
- 3 及び 4 （省 略）

◎ 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（抄）

（納付受託者の報告）

第一条の十四 納付受託者は、法第九条の七第二項（納付受託者の納付）の規定により、次に掲げる事項を財務大臣に報告しなければならない。

- 一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において法第九条の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日
- 二 前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項
  - イ 関税の金額及び納税告知書、納付書その他の関税の納付に係る書類の番号又は関税を納付しようとする者を特定するに足りる事項
  - ロ 関税を納付しようとする者から法第九条の五第一項の規定により委託を受けた年月日

◎ 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）（抄）

（事務の代理等）

第十三条（省 略）

2 財務大臣は、必要があるときは、政令で定めるところにより、所属の職員に、国税収納命令官又は国税資金支払命令官（前項の規定によりこれらの者の事務を代理する職員を含む。）の事務の一部を処理させることができる。

◎ 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）（抄）

第四条の六 財務大臣は、法第十三条第二項の規定によりその所属の職員に同条第一項に規定する者（同項の規定によりこれらの者の事務を代理する職員を含む。以下この条において「国税資金会計機関」という。）の事務の一部を処理させる場合には、その処理させる事務の範囲を明らかにしなければならない。

2 前条第一項の規定は、法第十三条第二項の場合について準用する。

3 財務大臣は、法第十三条第二項の規定によりその所属の職員に国税資金会計機関の事務の一部を処理させる場合において、必要があるときは、同項の権限を、国税庁長官又は国税局長若しくは税関長に委任することができる。この場合において、財務大臣は、同項の規定により当該事務を処理させる職員（財務省に置かれた官職を指定することによりその官職にある者に当該事務を処理させる場合には、その官職）の範囲及びその処理させる事務の範囲を定めるものとする。

4 法第十三条第二項の規定により国税資金会計機関の事務の一部を処理する職員（次項において「代行機関」という。）は、当該国税資金会計機関に所属して、かつ、当該国税資金会計機関の名において、その事務を処理するものとする。

5 代行機関は、第一項又は第三項に規定する範囲内の事務であつても、その所属する国税資金会計機関において処理することが適当である旨の申出をし、かつ、当該国税資金会計機関がこれを相当と認めた事務及び国税資金会計機関が自ら処理する特別の必要があるものとして指定した事務については、その処理をしないものとする。